

労働安全衛生法違反容疑での送検について

医療法人松田会 理事長 松田 恵三郎

1. 被ばく線量超過にかかる容疑事実について

- (1) 当医療法人の松田病院において2018年から2019年にかけて、整形外科におけるX線透視を使った検査及び治療において、1名の整形外科医師の手の被ばく線量が、年間許容量を超えてしまいました。この間、市の保健所の立入検査において指摘を受け改善に向けた取り組みを行っていましたが、法人内部の管理体制が不十分であったため、監督官庁である労働基準監督署への適切な報告がなされていませんでした。
- (2) 2020年3月に当医療法人から労働基準監督署へ報告をしたことを契機に、過年度の報告漏れが明らかとなり、労働安全衛生法違反の容疑での捜査が開始され、当医療法人は全面的に捜査に協力してまいりました。その結果、2021年9月13日に仙台地方検察庁に書類送検したとの連絡を頂きました。当医療法人では、仙台地方検察庁の捜査に対しても、全面的に協力していく所存です。

2. 本件に関する当医療法人の対応

- (1) これまでの捜査において、当医療法人は被疑事実の概要を認めたくえ、次のような事情を説明してまいりました。
 - ① 医師が患者の治療のために熱心なあまり、放射線量のチェックが不十分でした。医師も当医療法人を糾弾するつもりはなく、宥恕してくれています。
 - ② 被ばく線量が多めになったときに、注意を促すアラートの仕組みが欠落していて、病院全体としても医療者の放射線被ばくに対する配慮が不十分でした。
 - ③ 被ばくは医師のみであり、他の医療者には過剰な被ばくはありませんでした。患者さんに対する限度を超える被ばくは全くありませんでした。
- (2) 当医療法人としては、熱心なあまりとはいえ、現場の医師が年間許容量を超える線量の被ばくを受け、監督官庁へ適切に報告をしなかったことを真摯に受け止めて深く反省しています。当医療法人を信頼していただいている多くの皆さまに対して、申し訳なく思っています。幸いにも、被ばくした医師には具体的な症状が残りませんでした。
- (3) 当医療法人としては事故調査委員会を開催して原因の探求と再発防止策について検討を重ねて放射線管理のマニュアル化等を実現しましたし、X線透視を使用する検査を削減し、超音波やMRIを使用する検査に変更しています。また治療の際は、医師の手指における直接被ばくを低減する補助具を使用しております。
- (4) その結果、2020年及び2021年8月までの段階では、被ばく線量が年間許容量を超える、または超える可能性のある医師は一人もおりません。